

会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回本庄市地域福祉審議会・令和5年度第3回本庄市地域福祉推進委員会
開催日時	令和5年8月21日（月） 午後1時30分から 午後4時10分まで
開催場所	本庄市役所6階大会議室
出席者	委員：栗田 弘志 会長、太田 行信 副会長、 金井 敏 委員、須藤 成光 委員、種村 朋文 委員、 卜部 由美子 委員、倉林 宣子 委員、駒木野 昌代 委員、 吉野 知幸 委員、大山 美佐保 委員、木村 悟 委員、 小暮 一実 委員、宮里 充子 委員、飯田 朋宏 委員 事務局：福祉部 山田部長、地域福祉課 小沢課長、鳥羽課長補佐、 千田主査、高田主任 本庄市社会福祉協議会 大屋事務局長、関根次長、 福田係長、倉林係長
欠席者	田邊 晶子 委員、芦澤 吉一 委員、菌部 光一 委員、 五十嵐 敦子 委員、設楽 喜久雄 委員、内田 晶子 委員
議題 (次第)	審議事項 (1) 次期本庄市地域福祉計画素案の検討について (2) 次期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について
配布資料	・ 次第 ・ 本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会委員名簿 ・ 席次表 ・ 【資料1】 次期本庄市地域福祉計画素案の検討について ・ 【資料2】 次期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について ・ 【資料3】 第3回本庄市地域福祉審議会意見対応表 ・ 【資料4】 第3回本庄市地域福祉推進委員会意見対応表
その他特記事項	
主管課	福祉部地域福祉課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局（地域福祉課長）	<p>本日はお忙しい中、「令和5年度第3回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、福祉部地域福祉課長の小沢と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。はじめに、本日、田邊委員、芦澤委員、菌部委員、五十嵐委員、設楽委員、内田委員より欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>本庄市地域福祉審議会条例第6条第3項・本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第3項では、審議会・委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定しております。本日もご出席いただいております委員は20名中現在14名でございます。過半数を超えておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>また、本庄市地域福祉審議会規則第2条の規定に基づき、本会議は公開でございます。同規則第3条の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員については、前回の審議会において定員数20名と決定したことから、定員数20名としてご案内したところ本日4名の申込みがございました。傍聴者につきましては手続きを行い、入室していただいております。</p> <p>なお、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただきます。また、本計画策定のご協力をいただいております委託業者も同席しておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、これより、令和5年度第3回本庄市地域福祉審議会・令和5年度第3回本庄市地域福祉推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>ここからは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。それでは、次第の2. 開会にあたりまして栗田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。栗田会長、お願いいいたします。</p>
栗田会長	<p>お暑い中、ご出席ありがとうございます。素案にあるように、市民の生活を支える仕組みづくりが大切です。基本戦略2の「地域におけるつながりの強化」が手薄になっているのではないかと感じています。コロナ禍などの状況の中で、いかにそれを強化していくかが、基本戦略3「安心して暮らせる地域づくり」につながっていくのではないかと思います。本日は、どうぞよろしくお</p>

	願いたします。
事務局（地域福祉課長）	<p>続いて、次第3. 議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、本庄市地域福祉審議会条例第6条第2項及び本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条2項の規定により、会長が議長となって行うこととなっております。これからの議事の進行につきましては、栗田会長にお願いしたいと思います。よろしく願いたします。</p>
栗田会長	<p>改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。審議にあたりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしく願いたします。</p> <p>それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。本庄市地域福祉審議会規則第2条では、「会議は、公開とする。ただし公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされております。本日の議題は、審議事項として「次期本庄市地域福祉計画素案の検討について」、「次期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について」でございます。本日非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきますと存じます。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきます。審議事項（1）「次期本庄市地域福祉計画素案の検討について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（地域福祉課主査）	（資料に基づき説明）
栗田会長	<p>ありがとうございました。また、委員の皆様へ事前に資料をお送りした際に、ご意見等がある場合については事前に事務局へご提出いただくようお願いしたところです。事前にいただいたご意見等に対して市の方で回答を用意しておりますので、引き続き事務局より説明をお願いいたします。なお、社会福祉協議会の地域福祉活動計画に対するご意見等は、この後、資料2と併せて説明をお願いいたします。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	（資料に基づき説明）
栗田会長	<p>ありがとうございました。今回の資料送付については、以前、</p>

	<p>私から早く送付するよう事務局へ話をしたところですが、今回は私の都合で事務局との打合わせが遅くなり、送付が遅くなりました。申し訳ございません。皆様には早く送付できるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局からの説明、また各委員の皆様からのご意見への回答に対し、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
種村委員	<p>12ページの「公共施設のバリアフリー化」についてです。障害者差別解消法の改正にも出てくるところですが、言質を取りたいところで、この中には市立の小中学校も含まれているということでよろしいでしょうか。小中学校のバリアフリー化が進んでいるかという点では、私が小中学校を卒業した時は、木造からコンクリート造に変わったところで、バリアフリー化ができていなかったと思います。今回確認したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	<p>文章としては、ご指摘のとおり、当初小中学校もあったのですが、教育委員会との調整の中で省かせていただいています。今後調整をさせていただきまして、次回までにお示したいと思います。</p>
種村委員	<p>よろしく願いいたします。私どものところに小中学校から総合学習の時間に講師を派遣してほしいという依頼があります。車いすを利用している会員を講師として派遣しようとする、学校にはエレベーターがありません。スロープはあるが、トイレもないとなると派遣できません。児玉地区、本庄地区も含めて、講師派遣のほとんどは視覚障害者です。車いす利用の障害者の派遣はありません。22ページに「福祉学習の充実」がありますが、実際には学校に派遣できませんので、障害に理解のある健常の講師を派遣するしかありません。</p> <p>一般教育が受けられる障害者も多くいます。その方が一般の生徒と一緒に教育を受けられる環境や権利を奪われている現状にあります。バリアフリー化ができていない小中学校は、障害を持った親は学校を訪れることができないことにもなります。障害のある先生が赴任できないこと、教室に障害のある人がいないことで、障害者を理解することができないなどの現状もあります。就労の問題としては、民間企業には法定雇用率が定められていますが、県職の中で最も数値が低いのは教育委員会です。教育委員会で割合を増やそうとしても、一番人数が多いのは教員です。そういった部分も含め、教育委員会と交渉いただければというのが当事者団体としての意見です。</p>

事務局（地域福祉課課長補佐）	事務局として調整させていただきます。
栗田会長	私の方からも地域福祉課から教育委員会に先ほどの話を伝えていただければと思います。他にありますか。
金井委員	<p>2ページの基本戦略について、これは書き方の問題だと思いますが、基本戦略1の書き出しに「核家族化や晩婚化・晩産化、生活様式の変化によって」とありますが、基本的には少子高齢化が大きい要素で、世帯人員が大きく減っていることによる身内の支援力の弱体化が大きな課題だと思います。単身世帯の増加が、最も大きな課題なのではないかと思えます。</p> <p>基本戦略2ですが、「行政が提供するサービスの利用だけでは解決に至らない生活課題も多くある」「すべての主体の関与が不可欠」とありますが、福祉は行政がやる、その福祉に主体が関与するというようになっていて、地域福祉計画のコンセプトである行政・民間の協働理念になじまないのではないかと感じます。「支援を必要とする人へ効果的かつ速やかにサポートが提供できる体制」は大切ですけれども、支援を必要とする人の場合、本人がサービスを必要としていると訴えられるケースもありますが、それができない、第三者が見て必要だと認識されるケースも含まれます。この書きぶりでは自分はサービスが必要だと訴える人にサポートをするというニュアンスに受け取られかねないと思いますので、記載を変えていただければと思います。</p> <p>6ページ②機能集約センターの設置ですが、検討中という説明がありました。前回の計画ではロードマップを示しており、このロードマップでは機能集約センターの大元になるモデル事業を実施し、第3期ではこれを実施するという書き方になっています。福祉の総合相談なるものが機能集約センターのモデルケース的なものと見て、それが実施できるのであれば4地区に分けてやるべきというのが機能集約センターの考えです。もう一度検討していただきたいと思っています。計画書の74ページに機能集約センターが展開される圏域として日常生活圏域を想定しており、本庄市では4つ設定していると思います。そのモデル的なものが福祉総合相談窓口であり、それが市役所でできるのであれば、地域分散をさせて4つにするのが第3期計画の柱になるのです。それを示していただきたいと思っています。機能集約センターという名称が現行計画にはありますが、愛称として「〇〇地区ふくしの杜相談センター」などとして公募しても良いのではと思いますけれども、市民にも利用しやすくなると思うので、そういう提案もしてほし</p>

いと思います。また、この機能集約センターを動かしていくための仕組みとして地域福祉ネットワーク会議を想定しています。計画書の131ページの下に、地域福祉ネットワーク会議のイメージがありまして、機能集約センターで様々な相談を受けて解決まで色々な主体が関わってやっていく、どのように地域でやるか、定期的に会合を持ちながら検証していく、運営委員会を機能集約センターの設置のところに併せて入れていただければと思います。

6ページ⑤相談支援に係る共通的なアセスメントシート・相談記録等様式の作成は、削除するというよりは、活用するということを残していただいて、委員にも見せていただけるとありがたいと思います。

⑥相談支援専門職の確保は、誤植だと思いますが、「市必要となることから」とあります。市職員を採ったということなのか、市職員に専門性が必要であるということが残っているのかの確認です。

7～8ページについて、⑫から⑰を列記したことについての質問がありました。回答としてはガイドラインにあるから載せたということですが、社会福祉法第107条の1項1号に何が書かれているのかを確認したいと思います。「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を入れるということで、すべてを網羅することは書かれていません。それから、適切な利用の推進は、すべてのサービスを入れればこの説明になるということではなく、すべて取り入れるということで地域福祉になるというのは考え方が違う。この条文をつくった背景としては、地域共生社会がある訳で、縦割りではなく横串を刺してということですので、わざわざ縦割りのものをたくさん入れるのは、理念にとっても市民にとっても違和感があるのではないかと思います。また、21ページ⑤地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の充実があり、そこだけ子育てが入っているのは違和感があります。⑫から⑰までは不要ではないかと思います。入れるのであれば1つにまとめるのはどうでしょうか。

9ページ(2)福祉サービスの充実についても、代表的なサービスを5つ挙げたということですがけれども、これ自体入れる必要があるのか疑問があります。福祉サービスの充実は、どういう利用をするのか、アクセスの方法、共通的にサービス利用が適切に行えるような仕掛けを行うことになる訳で、サービスの内容を入

れば済むということではないと思います。

10ページ(3)横断的なサービスづくりということで、ヤングケアラーの話が出ていたかと思います。こちらに欠けている点としては、当事者への支援、本人が様々なサービスを活用しながら人生を謳歌できるという視点、セルフヘルプグループなどの視点も必要だと思います。これは活動計画にも共通する部分です。どちらかというと、当事者支援は相談機関と社会福祉協議会がやっていたかとありがたいと思います。

12ページ(4)人にやさしい生活環境の充実について、種村委員からもあったように、教育委員会だけではなく、本庄市においては移動等円滑化促進方針が策定中です。記載はもう少し整理できるのではないかと思います。この方針で抜けている居住支援や買い物支援、出かける時の移動支援、ソフト面のバリアフリーを載せていただきたいと思います。

13ページ④福祉施策の継続及び啓発事業についてです。自動車運転免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保については、今後大きな課題になると思います。⑩移動支援におけるボランティアの活用でも、ボランティアだけではなく、住民や事業者と一緒に、どう支援するかがこの計画では大事だと思います。

16ページですが、私は社会福祉法の第106条の3にある部分「社会福祉の活動を推進する者」をどう育成するかが市の仕事だと書かれていますので、リーダーの育成をきちんと書いていただきたいと思います。人材バンクや講習しか書かれていなくて、リーダーの育成は座学だけではない訳ですよ。育成体制を考えたい。人材バンクの周知・啓発は、平成18年にできていますが、実際に何人登録していて、活用の実績があるのかを明らかにしてほしいと思いますし、実績があるのであれば、「市民活動団体の登録」にも結び付いて活用できるのではと思います。登録制度ができたといって、福祉活動の推進にはつながらないと思います。

18ページですが、「民生委員は全国的に不足傾向にある」「改選で15,000人余りの欠員」とありますが、これはセンセーショナルな書き方でして、実際の民生委員の充足率は96%です。欠員が出ると他の地域の人への応援が必要であるほか、民生委員の負担が増えるので、ない方がいいのですが、すごく危機意識を煽るので慎重にしていきたいと思います。①民生委員・児童委員協議会への支援がありますが、指揮監督者は埼玉県知事ですので、本庄市としてどこまでできるか。市長が民生委員に対してお

願いできるとなっていますので、どういうお願いをするのか計画に記載した方がいいと思います。

19ページ③行政情報の活用支援について、個人情報の取扱いに留意して専門職等が利用できるのは重要だと思います。個人情報保護法が改正され、匿名加工情報は活用できるようになりました。ビッグデータの活用はできることになっていますので、こうしたデータを活用しながら、情報提供することができるの良いと思います。

20ページ①地域福祉ネットワーク会議については機能集約センターの関係で継続的に検討していただきたいと思います。

22ページ①モデルプログラムの作成について、変更前を読んでもいただくと、「教育課程において」とあります。これは学校教育、教育行政が関わってプログラムをつくることになります。これに社会福祉協議会や地域の人が協力してガイドラインをつくることになるので、教育委員会がこれをどうするかということになります。意識して書いていただくことが必要で、地域福祉課だけではなく、教育委員会が入ると思います。教育と学習の違いをきちんと認識していただきたい。

23ページ②小地域における福祉活動の推進、小地域をどの地域で捉えるかですが、「小学校区等の小地域」とありまして、機能集約センター・日常生活圏域よりももう少し小さい地域になります。これを小地域とするのか、あるいは自治会レベルを小地域とするのか、第3期計画では整理した方が良いのではないかと思います。支援のあり方や活動主体の育成方法も異なると思います。小地域をどう捉えるかを入れていただきたいというのと、ロードマップの第4期計画では小地域が本庄市の住民福祉の主体となるので、第3期でどこまでやるのかを記載していただきたいと思います。

25ページ①避難行動要支援者について、災害時要援護者は避難行動要支援者とは違います。避難行動要支援者は私を助けてほしいと手を挙げた人を行政が把握することですが、第三者から見て支援が必要と思う人をどうするかを考えなければならない。そこを見据えて計画化してほしいと思います。

26ページ⑤福祉避難所の設置についても、市として指定できることになりましたので、どのくらいの規模の福祉避難所が必要で、こういった種類の配置が必要なのかを入れていただきたいと思います。一般の指定避難所と福祉避難所の連携についても計画に入れていただきたい。一般の避難所に逃げた方でも、福祉避難

	所に移った方がいいですよという方はどう移ってもらうのか、書いてもらえれば良いと思います。
栗田会長	ありがとうございました。10分ほど休憩させていただきたいと思います。
	(休憩)
栗田会長	それでは、再開いたします。
木村委員	資料3の3ページに地域包括支援センターについて記載があるのですが、今後地域包括支援センターに依頼することがたくさんあると思うので、地域包括支援センターの意味合いなどをコラムなどで取り上げていただきたいと思います。
飯田委員	資料1について意見を提出したのですが、時間がない中で、事務局の方でこれだけ回答をまとめていただいたのは、頭が下がります。言うのは簡単ですが、懲りずに頑張ってもらいたいと思います。 素案を拝見すると、主な取組が85項目あります。85項目のうち、14項目で語尾に「検討します」とあります。これは非常に無責任になってしまうと思います。85項目のうち実現性が低いものも、凶っていくなどの前向きな表現になっています。市民の方々が誤解してしまうので、目指すのであれば前向きな表現に改めてください。
宮里委員	ヤングケアラーについて質問させていただきたいと思います。「社会全体で支えていく」ということの前に、調査をしないと、どのような方がいるのか分からないと思いますので、是非調査をやっていただきたいと思います。高齢者では認知症や介護などの問題もありますが、そこまでたどりつかない人も多いと思うので、ヤングケアラーの調査はしていただきたいと思います。
小暮委員	アンケート調査を見ながら計画案を見ていたのですが、相談件数が全体的に減っています。地域包括支援センターへの相談件数もこの3年で減っています。障害者支援センターへの相談も全体的に減少傾向にあります。生活保護の相談件数も減っています。相談しやすい体制をつくる、多チャンネル化するという中で、地域で抱える問題の解決につながっているのか疑問に思います。違う支援の仕方も考えなければいけないのではと思いました。統計資料を見て計画をつくらないと方向性が違ってしまわないかと思いました。
栗田会長	事務局からこの場で回答できるものがあればお願いします。
事務局(地域福祉課課長補佐)	まず、金井委員からいただいた質問について回答します。 2ページについては、ご指摘を踏まえて次回までに改めて示したいと思います。

	<p>6ページ、機能集約センターについてですが、現在検討中としており、エリアも含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>7～8ページについてです。事務局としては、まずは市民の皆様にご各福祉サービスを知っていただきたいという意図もありますし、基本的なものについてもPDCAのサイクルの中で検証していくべきではという考えの下、新規として掲載しています。</p> <p>15ページ⑮～⑯の表記については、統合の検討はできるかと思えます。それぞれのサービスや内容について、個々の評価を行う上で統一できるのであれば統一したいと思います。</p> <p>16～19ページの人材育成、人材バンク、民生委員、ビッグデータについて、22ページの教育委員会との連携、23ページの小地域について、25ページの避難行動要支援者と福祉避難所等については、関係課が他にもございますので、調整させていただきたいと思えます。</p> <p>木村委員からいただいた地域包括支援センターの役割を丁寧に載せるべきではないかというご意見については、検討して表現を分かりやすいようにしたいと思います。</p> <p>飯田委員からいただいた「検討します」の表現ですが、確かに「図る」などの表現の方が望ましいと思えます。事務局としても、事業を実施する上である程度の方向性が5年間で見えるものはそういった表現を使うべきだと考えています。検討が必要な段階で確証がないものを「検討する」という表現にしているものもあります。これまで以上に年間を通して事業を評価・検証する組織として福祉政策係がありますので、「検討します」という表現でありながらも、どこまでできたのかを委員にお示しできるようにしたいと思います。</p> <p>宮里委員からいただいたヤングケアラーについては、検討させていただきたいと思えます。</p> <p>小暮委員からいただいた相談件数が減っているという点について、直近の調査ではコロナの影響もあるのではと思いますが、それだけをもって多チャンネル化をしなくて良いと判断できない部分もあります。今後も多くの方の相談が受けられる体制としたいと思います。</p>
栗田会長	ありがとうございます。他によろしいでしょうか。
金井委員	7～8ページのところで、各種相談支援についてPDCAの評価をするとのことでしたが、審議会では評価はできないと思えます。⑯地域包括支援センターの充実です。高崎市で評価に関わっていますが、膨大な資料を読み込んで精査しないと評価できません。

	この審議会で評価するのは無理な話です。考え直してほしいと思います。
事務局（地域福祉課課長補佐）	事務局として検討したいと思います。
栗田会長	ありがとうございました。議題（１）については以上とさせていただきます。 続いて（２）「次期本庄市地域福祉活動計画素案の検討について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（社会福祉協議会次長）	（資料に基づき説明）
栗田会長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明、また各委員の皆様からのご意見等に対しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。
木村委員	あいさつ運動をテーマに出したのは、市民のもとに配布されるものですから、具体的な活動があることを市民が分かるようにしてほしいという意図で意見を提出しました。 権利擁護ですが、埼玉県社会福祉協議会が出している資料の中で、社会福祉協議会がやるべき事業として、法人による成年後見があります。市がやっている成年後見と社会福祉協議会がやっている成年後見が分かりにくい点があります。委託事業と自主事業を明確にしてほしいと思いますので、委託契約の文言を確認したいと思います。成年後見の啓発と市民の養成、養成した人を受任する活動があるので、できれば契約でどこまでが社会福祉協議会に委託されているのかを知りたいと思います。差し支えなければ契約書を資料として提出していただきたいです。平成２４年あたりから自主事業として実施しているのですが、その表現が何もありません。そういったものも含めてPRすることが必要だと思います。
事務局（社会福祉協議会次長）	成年後見サポートセンターは市からの委託事業ですが、その契約内容を委員会でお示しすることは慎重に検討したいと思います。委員からご紹介いただいたように、平成２４年から法人成年後見を実施しております。そういった記載については、⑧で法人成年後見についての記述を追加したいと考えておりますが、現時点では社会福祉協議会以外にも法人後見を行っていますので、現段階ではそういった事情も含めた記述として現状のままが良いのではないかと考えています。
小暮委員	大体良くまとまっていると思います。 ６ページの主な取組で「ほんじょう助け合いサービス」の概要

	<p>がありますが、このサービスをどのようにするのが計画です。ファミリー・サポート・センター事業も同様です。その他にも、取組の概要が説明されているところがあるので、今後どうするのかを書いていただきたいと思います。</p> <p>20ページ③住民主体の支え合い活動の推進で、「支援します」という表現は広いと思います。どう支援するのかを記載していただきたいと思います。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>6ページについては、内容を改めたいと思います。市民の方にご覧いただくことを想定したのですが、記述が不足していたと思いますので、改めたいと思います。</p> <p>20ページについても、どのように支援するのかを追記したいと思います。</p>
金井委員	<p>地域福祉計画と分離する形で活動計画を立てるということですが、今まで一緒に書いていたものを分離してしまうことは残念だと思います。</p> <p>4ページ、市の計画でも肝となる「機能集約センター」を4地域に設置するという中に、社会福祉協議会職員を配置して福祉サービスの専門職と地域福祉をソーシャルワークで展開する社会福祉協議会職員が合同で相談支援をしていくというイメージがあります。機能集約センターに職員を配置することを計画化していただきたいと思います。</p> <p>12ページですが、ボランティアセンターが中核になると思います。団体登録や育成がありますけれども、私はセンターの核となる機能はコーディネートだと思います。ボランティアをしたい人とボランティアが欲しい人や団体を結び付ける機能について、ビジョンを描くことが大事だと思います。そのために、ニーズがどれほどあるのか、支援できる団体とどれだけ結び付くのか、ボランティアを育成、サービスを開発していくのか、コーディネートの機能を主な取組に入れていただきたいと思います。</p> <p>18ページの福祉学習について、できれば教育委員会、学校と連携して福祉学習のプログラム開発をして、一緒に取り組める体制をつくっていただきたいと思います。先生も試行錯誤していると思いますし、社会福祉協議会もお手伝いしていると思いますけれども、一緒にこれから子どもと関わっていくという視点を強く出していただきたいと思います。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>ご意見をいただいた箇所について、検討したいと思います。</p>
栗田会長	<p>他によろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、議題の二つ目については以上とさせていただきます。 事務局から何かございますか。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	<p>委員の皆様におかれましては。慎重審議ありがとうございました。本日皆様からいただきましたご意見を参考に、検討させていただきます、会長と協議の上、確定とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
栗田会長	<p>事務局から提案をいただきましたが、この提案に対して何かご意見はありますか。</p> <p>それでは、この後は事務局と私の方で協議させていただきます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。議事進行へのご協力と熱心なご審議に感謝申し上げます。</p>
事務局（地域福祉課課長）	<p>皆様、慎重審議大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました栗田会長には御礼申し上げます。</p> <p>続いて、次第の4. その他でございますが、今後の予定等について事務局から連絡がございます。</p>
事務局（地域福祉課主査）	<p>事務局より2点ご連絡申し上げます。</p> <p>1点目、本日の会議の会議録の案につきまして、後日委員の皆様にお送りさせていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>2点目、次回は10月23日（月）午後1時30分からを予定しております。内容は、今回に引き続き、次期計画の素案の検討についての予定です。</p>
事務局（地域福祉課課長）	<p>それでは、閉会にあたりまして、太田副会長より、ごあいさつを頂戴したいと思います。</p>
太田副会長	<p>長時間に渡りお疲れ様でした。これにて閉会いたします。</p>

会長署名 栗田 弘志